

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正（要綱案）

一. 学位の分野及び分野の変更に関する基準（別表第一関係）

専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置等の際し、あらかじめ文部科学大臣に届け出ること、文部科学大臣の認可を受けることを要しない事項に係る学位の種類及び分野の変更等に関する基準については、次のとおりとすること。

- (1) 学位の種類として、「学士（専門職）」「短期大学士（専門職）」の区分を設けること。
- (2) 「学士（専門職）」に係る学位の分野については、「文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」とすること。
- (3) 「短期大学士（専門職）」に係る学位の分野については、「文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」とすること。

二. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。